

平成 2 9 年第 2 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 9 年 6 月 1 3 日 (開会)

平成 2 9 年 6 月 1 5 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 上小阿仁村議会定例会提出議案をご覧ください。1ページをお開き願います。

議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について

特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

専決第2号 専決処分書 北秋田市が保育を実施する児童に上小阿仁村立保育園を使用させることに関する契約及び上小阿仁村が保育を実施する児童に北秋田市立保育園を使用させることに関する契約を、地方自治法第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成29年3月23日専決でございました。

3ページと5ページにつきまして、北秋田市の乳幼児を上小阿仁保育園に入園させるという契約の内容で、平成29年3月17日に北秋田市と契約を締結しているものでございます。

7ページにつきましては上小阿仁村の乳幼児を北秋田市立米内沢保育園に入園させるという内容の契約で、平成29年3月23日に北秋田市と契約を締結しているものであります。

いずれも、平成29年4月1日以降の保育に係る契約となっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第6 議案第2号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料の方ですけれども定例会提出予算関係議案の方になります。1ページをお願いいたします。

議案第2号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により次のように処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

2ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成29年3月31日の専決でございます。

3ページをお願いします。

平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億936万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,699万8,000円とするものであります。

6ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

過疎対策事業債です。補正後の限度額を2億5,500万円としております。対象事業費の確定により減額するものでございます。

10、11ページをお開き願います。歳入の補正でございます。

6款地方消費税交付金 1項地方消費税交付金 1目地方消費税交付金 864万1,000円の減額であります。これは地方消費税交付金の確定によるものでございます。

9款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税 1億2,441万円の追加であります。これは交付税確定によるものでございます。

20款村債 1項村債 2目過疎対策事業債 640万円の減額であります。内訳でございます。社会資本整備総合交付金事業の橋りょう補修分が700万円の増、舗装補修分が730万円の増です。また、大きな減額分としまして、秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業が1,670万円の減額、地方創生推進交付金事業が360万円の減額でございます。

12、13ページをお開き願います。歳出の補正でございます。主なものをご説明いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 14 目財政調整基金費 1 億 232 万円の追加でございます。25 節積立金に、財政調整基金積立金として追加するものでございます。17 目い樹い樹かみこあに応援基金費 704 万 9,000 円の追加でございます。これは 25 節積立金で、い樹い樹かみこあに応援基金積立金でございます。ふるさと納税の寄付金の増によるものでございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第 2 号 平成 28 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 7 議案第 3 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 7 議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 定例会提出議案の方になります。9 ページをお開きください

議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により、別記のとおり報告し承認を求める。

10 ページをお開きください。

専決第 4 号 専決処分書

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日専決でございます。

11 ページ以降に内容を載せておりますけれども、この改正は地方税法及び同法施行令例、同法施行規則等の一部を改正する法律等が、平成 29 年 3 月 31 日に、それぞれ公布され、いずれも原則として、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることに伴う条例の改正でございます。

主な改正点としましては、1 点目に特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された内容を勘案して、課税方式を決定できるというものを明確にしたこととございます。

2 点目が固定資産税において、わが町特例の割合を定める規定の追加と被災住宅用地に係る特定措置について、被災市街地復興推進地域に定められた場合の期間を拡充したことであります。

3 点目が軽自動車税のグリーン化特例の見直しにより適用期間を 2 年延長したこととございます。

4 点目は、関係法令の改正内容に合わせて文言等の改正をするものでございます。

11 ページになりますけれども、2 行目にあります第 32 条第 4 項中というところ、こちらの下につきましてが配当所得について、所得税と住民税で異なる課税方式をすることができるというものを明確にした内容となっております。

12 ページをお開きください。下から 6 行目の第 59 条の次に次の 1 条を加えるというところがございます。

こちらの下、59 条の 2、それから第 2 項などで、条例で定める割合は 2 分の 1 とするなど書いてありますが、こちらがわが町特例に関する割合を規定する内容となっております。

13 ページの内容につきましては、固定資産税に関する内容となっております、タワーマンション等の按分規定、それから被災住宅用地に係る特例措置等について、内容を改正するものとなっております。

14 ページになりますけれども、14 ページ上段の方が、わが町特例の割合を定めるものに関する内容、中ほどから下の部分、附則第 8 条の 3 第 2 項中以降の部分が、こちらが固定資産税の減額に関する規定となっております、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に関する固定資産の減免を受ける場合の提出書類などを規定したのとなっております。

15 ページになりますけれども、下から 10 行目のところの附則第 14 条第 3 項中「次項」をとというところの下になりますが、こちらが軽自動車税のグリーン化税制の適用期間を 2 年間延長するという内容についての規定になってございます。

16 ページにつきましても、軽自動車税に関する特例の内容となっております。

18 ページになりますけれども、下から 4 行目の附則、こちらが平成 29 年 4 月 1 日から施行するというものをうたっている施行期日をうたったところとございます。

19 ページの方には、例外となります施行期日、それぞれ 31 年 1 月若しくは 10 月といった内容を規定したのとなっております。

それ以降、経過措置についてを規定したのとなっております。

20 ページ、21 ページにつきましても、こちらは軽自動車税に関する経過措置、2 年延長することに伴う経過措置について規定した内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第3号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第8 議案第4号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第8 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく23ページをお開きください。

議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告し承認を求める。

24ページをお開きください。

専決第5号 専決処分書

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決でございます。

25ページに内容が記載されております。

改正点といたしましては、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準を改正するものでございます。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、同じく2割軽減の対象となる世帯について48万円から49万円に引き上げる改正であります。

この改正は、平成29年4月1日から適用されるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第9 議案第5号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第9 議案第5号 上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく26ページをお開きください。

議案第5号 上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告し承認を求める。

27ページをご覧ください。

専決第6号 専決処分書

上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日専決でございます。

28ページをお開きください。改正の内容となっております。

この改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律及び山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布され、いずれも29年4月1日から施行されることに伴い改正するものでございます。

主な改正点ですけれども、1点目は、対象となる事業からソフトウェア業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものでございます。

2点目は、条例の適用を受ける設備等の取得価格の合計金額を2,500万円以上から2,700万円以上に、所得期限を平成31年3月31日までに変更するものでございます。

3点目は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に合わせ、過疎地域を公示する所管大臣を改正する内容となっております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第5号 上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認を求めめる件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第10 議案第6号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第10 議案第6号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 予算関係議案の方にお戻り願ひします。17ページを願ひします。

議案第6号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,392万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,462万7,000円とするものであります。

20ページを願ひします。

地方債補正でございます。起債の目的、高齢者住宅整備基金貸付事業として、補正前は150万円を計上しておりましたが、借入申込者がなかったため減額して補正後の額をゼロとしております。同じく過疎対策事業として補正前は3億7,700万円でありましたが、民放ラジオ難聴解消支援事業分として300万円を追加して、補正後が3億8,000万円としております。

24、25ページをお開き願ひします。歳入でございます。

主なものをご説明いたします。

14款県支出金 3項委託金 4目教育費委託金109万5,000円の追加です。

1節いのちの教育あったかエリア事業委託金109万5,000円の追加で、これは秋田県との委託契約により学校、家庭、地域の連携による地域社会全体で道徳教育に取り組む事業のことでございます。

15款財産収入 2項財産売払収入 1目不動産売払収入896万7,000円の追加です。これは3節素材売払収入で、五反沢地内で実施した高能率生産団地路網整備事業による林業専用道の開設に伴う支障木の代金等でございます。

17款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金235万6,000円の追加で

す。これは1節財政調整基金繰入金で、主に杉風荘派遣職員の時間外勤務手当でございます。

26、27 ページをお願いいたします。

20 款村債 1 項村債 1 目民生債 150 万円の減額です。1 節高齢者住宅整備費資金貸付事業債 150 万円の減額で、高齢者住宅整備資金貸付事業への申請なしによるものでございます。2 目過疎対策事業債 300 万円の追加です。1 節過疎対策事業債 300 万円の追加で、民放ラジオ難聴解消支援事業の調査費でございます。

28、29 ページをお願いします。歳出であります。主なものをご説明いたします。

2 款総務費 1 総務管理費 1 目一般管理費 1,586 万 5,000 円の減額です。

2 節給料 3 節職員手当等 4 節共済費とも職員の異動等によるものでございます。5 目財産管理費 349 万 6,000 円の追加です。主に 13 節委託料 334 万 8,000 円の追加で、これは民法ラジオ電波調査委託料で、難聴解消支援事業を実施するための調査費の計上でございます。14 節財政調整基金 297 万 9,000 円の追加です。25 節に財政調整基金として積み立てるものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目老人福祉費 78 万 3,000 円の追加です。21 節貸付金が 150 万円の減額で、高齢者住宅整備資金貸付金事業への申請なしによるものでございます。28 節繰出金が 228 万 3,000 円の追加で、これは介護保険事業勘定特別会計への繰り出しでございます。

30、31 ページをお願いいたします。

3 款民生費 3 目国民年金事務取扱費 1 目国民年金事務取扱費 289 万 6,000 円の追加でございます。これは主に 2 節給料 140 万 8,000 円の追加で、職員の異動によるものでございます。

4 款衛生費 2 項清掃費 1 目塵芥処理費 719 万 4,000 円の減額、これは 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費で、共に職員の異動によるものでございます。

32、33 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費 2 項林業費 2 目林業振興費 245 万 9,000 円の追加です。これは主に賃金 200 万円の追加で、林政アドバイザーを雇用するためのものでございます。4 目造材事業費 690 万 2,000 円の追加、これは 22 節補償補填及び賠償金で、林業専用道開設に係る立木報償費です。

34、35 ページをお開きください。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工振興費 366 万 6,000 円の追加、これは 19 節負担金補助及び交付金のプレミアム商品券発行支援事業で、商工会への商品券発行補助でございます。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 901 万 3,000 円の追加です。これは 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費で、共に職員の異動によるものでございます。

36、37 ページをお開き願います。8 款土木費 6 項下水道費 1 目下水道費 126 万

7,000 円の追加でございます。これは 28 節繰出金で、下水道事業特別会計への繰り出しでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議案第 6 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 11 議案第 7 号から日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 11 議案第 7 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 15 議案第 11 号 平成 29 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 予算関係議案の 43 ページをお開きください。

議案第 7 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）であります。

平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 243 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,187 万 5,000 円とするものでございます。

50 ページ、51 ページをお開きください。歳入であります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 32 万 4,000 円の減額でございます。2 目システム開発費等補助金 275 万 4,000 円の追加でございます。こちらは 1 節の制度関係業務準備費補助金 275 万 4,000 円の追加となっております。システム開発改修等の補助金の交付額が決定したことによる補正となっております。

次のページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 19 節負担金補助及び交付金 243 万円の追加であります。システム開発費等の負担金として計上するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 副村長。

○副村長（鈴木壽美子） 続きまして、55 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 8 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算

(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,218万6,000円とする予算でございます。

62、63ページをお開きいただきたいと思います。歳入3款繰入金 1項繰入金 1目繰入金37万5,000円の減額でございます。これは一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

次のページ64、65ページをお開きいただきたいと思います。歳出1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費37万5,000円の減額で、2節、3節、4節、異動による人件費の減額となっております。

よろしく願いいたします。

○議長(小林信) 建設課長。

○建設課長(小林雄幸) 69ページをお願いいたします。

議案第9号 平成29年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

平成29年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,739万5,000円とするものでございます。

76ページ、77ページをお開きください。歳入であります。

一般会計からの繰入金でございます。126万7,000円でございます。

次のページでございます。歳出であります。

1款 1項 2目施設管理費126万7,000円の追加でございます。需用費並びに工事請負費に、それぞれ歳出補正してございます。

よろしく願いいたします。

○議長(小林信) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(加藤浩二) 同じく81ページをお開きください

議案第10号 平成29年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)であります。

平成29年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ228万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,602万6,000円とするものであ

ります。

88 ページ、89 ページをお開きください。歳入であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 1 節その他一般会計繰入金として 228 万 3,000 円の追加でございます。人事異動に伴う分を一般会計から繰入れするものでございます。

次のページをお開きください。歳出であります。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活サービス事業費 1 目介護予防事業費 2 節給料から 4 節共済費まで、合わせて 228 万 3,000 円の追加であります。人事異動に伴うものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案書の方をお願いします。29 ページでございます。

議案第 11 号 平成 29 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。

29 ページでございますけれども、字句の間違いがございます。上小阿仁村簡易水道事業というのが 2 行目にございますけれども、字句の間違いでございまして、簡易水道を改めまして、下水道ということでございます。あとで訂正してもらいたい。

平成 29 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は施設整備費分として、平成 29 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 126 万 7,000 円増額し、2,885 万 2,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 7 号から議案第 11 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 16 議案第 12 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 16 議案第 12 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 同じく 30 ページをお願いします。

議案第 12 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間ににおける上小阿仁村過疎地域自立促進

計画を別添のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、31ページから36ページまでとなっております。

最初に、追加部分に下の方に線を引いてある部分でございます。

今回の変更は追加ということでございますので、その部分についてでございます。

最初に、産業の振興では、林業経営100年整備計画作成事業や特産品開発事業など。

次のページでございます。交通通信体系整備、地域における情報化及び地域間交流の促進というタイトルのところでは、民放ラジオ難聴解消支援事業や、この事業申請に係るラジオ電波調査費などがございます。

最後に生活環境の整備でございます。これに関しましては、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定や旧給食センターの解体などの事業を、新たに追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第12号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第13号と日程第18号 議案第14号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第17 議案第13号 上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例についての件と日程第18 議案第14号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 同じく37ページをお願いします。

議案第13号 上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由としまして、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。38ページです。

上小阿仁村情報公開条例の一部を改正する条例、上小阿仁村情報公開条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、法の改正により必要となりました字句の追加でございます。

第2条第2項中「固定資産評価審査委員会」の次に、「及び水道事業管理者の権限を行う村長」という字句を加えるものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するというところでございます。

39 ページをお願いします。

議案第14号 上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものでございます。

提案理由については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページ、40 ページをお願いします。

上小阿仁村個人情報保護条例の一部を改正する条例

上小阿仁村個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

内容でございますけれども、法の改正により字句の変更と字句の追加を行って、所要の規定を整備するというところでございます。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」の部分につきまして「、固定資産評価審査委員会及び水道事業の管理者の権限を行う村長」と改めます。第4項中第2項につきましては、「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む)」を加えるものでございます。次の2行に関しましては、法律等の改正による条例の番号が繰り下がったということでございます。この2行についてでございます。

第30条につきましては、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係者情報紹介者、若しくは条例事務関係情報提供者」を「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」加えるものでございます。

さらに第41条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号としてありますけれども、第1号の次に、下の次の1号を加えるということで、(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、この1号を加えるものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行するというところでございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議案第 13 号と第 14 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 19 議案第 15 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林雄幸） 同じく議案書の 41 ページをお願いいたします。

議案第 15 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由 沖田面、大林、小田瀬地区の統合整備による給水区域の変更に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

次のページをお願いいたします。

条例の第 3 条第 1 項第 1 号中の沖田面地区の次に大林、小田瀬地区を加え、同条第 5 号及び第 6 号を削るというものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 20 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 20 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程を全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

14 時 29 分 散会